政策3　人にやさしい思いやりのあるまち

施策1　子どもが健やかに成長できる環境をつくる

第1次計画での取組状況

子育て中の親子が交流する場、育児不安等の相談・指導の場として利用される地域子育て支援拠点について、おおむね1中学校区に1か所の整備基準を上回り、現在19か所まで拡充を図りました。

子育て世代の経済的負担の軽減策の一環として、こども医療費については、深谷市・行田市・寄居町での窓口無料の広域化を図り、平成29年1月からは無料化の対象年齢を高校卒業まで拡大するとともに、引き続きひとり親家庭等への医療費助成を行いました。

平成20年度からはファミリー・サポート・センター事業、平成25年度からは病児等緊急サポート事業の委託を開始し、子育て支援活動を行っています。

また、多様な保育ニーズに応えるため、私立保育園、認定こども園及び小規模保育施設等13か所を新設し605人の定員増を、また、放課後児童クラブ17か所を新設し725人の定員増を進め、待機児童の解消に努めました。

現状

「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、保育所（園）等においては、安定的な待機児童ゼロを、放課後児童クラブにおいては待機児童の解消を目指し整備を図っています。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を平成29年10月から本庁舎及び母子健康センターに設置して、利用者支援事業（母子保健型・基本型）を開始したほか、民間の地域子育て支援拠点施設3か所でも利用者支援事業（基本型）を開始しています。

児童相談体制については、児童虐待相談件数の増加に伴い、体制の強化を図っています。

課題

病児・病後児保育事業や一時預かり事業等の多様な保育を推進するとともに、待機児童ゼロの達成を目指し、引き続き保育所（園）等及び放課後児童クラブの計画的な整備が必要です。

子育て世代包括支援センター、民間の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点及び関係機関との連携のもと、全庁的に妊産婦家庭の育児支援、経済的状況及び養育・発達状況等の把握に努め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を円滑に実施していくことが求められています。

ファミリー・サポート・センター事業の利用促進に向けたサービス利用時間や利用内容の検討、児童相談所から市町村への事案送致の法定化に伴う相談件数増加への対応、母子保健法の改正に伴う育児支援と虐待予防の強化も課題となっています。

基本方針

すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを目指します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
地域子育て支援拠点 年間利用者数	95,693人	100,000人	120,000人
待機児童数 保育所(園)等	29人	0人	0人
待機児童数 放課後児童クラブ	71人	0人	0人

単位施策 1

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う

家庭や地域社会とのつながりの希薄化による育児の孤立感・不安感を解消し、ニーズにあった支援策に確実につなげるため、ワンストップ窓口で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、要保護児童とその保護者への支援とともに、児童虐待の予防、早期発見・対応に努めます。

主な取組

- 子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援拠点の充実
- こども医療費の助成
- ひとり親家庭の自立支援
- 児童相談体制の整備

単位施策 2

子どもが健やかに成長できる環境を整備する

保育所(園)等や放課後児童クラブの利用が増加する中、質と量の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていきます。

また、子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、健康で安全な保育環境を確保するとともに、保育の質を維持しつつ、多様な保育を提供し、様々な保育ニーズに対応できる環境を整備します。

主な取組

- 多様な保育・教育の提供
- 病児・病後児保育の推進
- 放課後児童クラブの充実



くまっぺ広場第２（スポーツ・文化村「くまぴあ」）

施策2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

第1次計画での取組状況

高齢者の生きがいの場を広げるため、長寿クラブの活動を支援するとともに、スポーツや芸能の大会等を開催しました。

また、生活支援サービスを充実させるため、軽度生活援助事業やふとん乾燥サービス事業等を実施したほか、介護予防事業として介護予防教室の開催や介護予防メニューの充実を図りました。

現状

高齢者を取り巻く社会環境は著しく変化しており、平成28年度末において、本市の高齢化率は27%を超え、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

このため、高齢者が、生きがいをもって積極的に地域活動へ参加できる環境を整備するため、その中心組織である長寿クラブの活動等を支援しています。

また、介護保険制度の改正や国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的な考え方が介護保険制度に位置付けられたことに伴い、これらの周知や推進に努めています。

課題

核家族化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらに認知症高齢者が増加することが予想される中、高齢者同士が支え合い、見守る地域づくりが求められています。

また、自立した生活を少しでも長く送ることができるように、地域活動を推進することが重要となっていますが、長寿クラブは、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあるため、会員数の増強やリーダーの育成による活性化が求められています。


ニャオざね元気体操


グラウンド・ゴルフ大会

基本方針

高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいのある生活を継続できるように、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
認知症サポーター養成数	16,056人	30,000人	42,000人
ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）実施会場数	5か所	30か所	50か所

単位施策 1

高齢者の生きがいの場を広げる

高齢者の趣味や教養を高めるため、長寿クラブ活動を支援するとともに、既存施設の有効活用を図り、高齢者の生きがいづくりと交流活動を推進します。

主な取組

- 生きがいと健康づくり事業

単位施策 2

介護予防を促進する

住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を促進します。

主な取組

- 訪問・通所サービス、一般介護予防事業等

単位施策 3

高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進する

高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを推進するとともに、住民が担い手となる活動や多様な主体によるサービスの提供体制を推進します。

また、認知症に対する理解と見守りの体制づくりを推進し、総合的な支援に努めます。

主な取組

- 地域包括支援センターとの連携
- 在宅医療・介護の連携推進
- 生活支援サービス事業の推進
- 認知症施策の推進

施策3 障害者が暮らしやすい環境をつくる

第1次計画での取組状況

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」も踏まえ、ニーズに対応した計画的なサービスの提供と、自立した社会生活に必要な援助を行い、社会参加を支援してきました。

現状

平成28年度末で、本市人口のおよそ4.5%にあたる約8,900人が障害者手帳を所持しており、障害者が社会参加の機会を確保できるよう、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいます。

また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正、熊谷市手話言語条例の制定など、障害者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、これらの変化に迅速に対応できるよう体制整備に努めています。

課題

障害児・者が地域の一員として安心して暮らすために、障害に対する地域の認識と理解、障害福祉サービスの充実が必要です。

また、障害者がその適性に応じて能力を発揮できるよう支援が必要であり、一般就労を望む場合はできる限り一般就労へ、一般就労が困難な方は就労継続支援事業所への通所といった個別の支援が重要です。これと併せて、就労後の定着支援も課題となっています。

さらに、障害児・者の発達段階に応じ、幼児期から青年期においては保健や保育、教育分野等との連携、成年期以後においては生活や社会参加のための支援を継続的に受けることができる環境の整備が必要です。


手話講習会


就労継続支援事業所

基本方針

障害者が住み慣れた地域で、個人として尊重されるとともに、生きがいを持ちながら安心して暮らし続けることができる環境づくりを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
就労系事業所の利用者数 (就労移行支援・就労継続支援)	430人	660人	710人
共同生活援助の利用者数 (グループホーム)	140人	210人	300人

単位施策 1

障害者の自立と社会参加を支援する

障害者が生きがいを持ちながら暮らしていくために、就労の場を確保し定着していけるように支援するとともに、社会参加していけるように支援を進めます。

主な取組

- 雇用の場の拡大
- 就労支援施策の推進
- 社会参加の促進

単位施策 2

障害者への福祉サービスを充実させる

障害者が地域の一員として安心して暮らしていくために、地域への障害の特性に対する正しい認識と理解を進めると同時に、日中活動や地域生活支援等の福祉サービスの充実を図ります。

主な取組

- 障害に対する正しい認識と理解の推進
- 権利擁護の取組
- 福祉サービスの充実

単位施策 3

障害児・者への途切れない支援を推進する

幼児期から青年期を通して、保健、教育、保育の各分野と連携した支援を進め、成年後も途切れることがないように継続した支援を推進します。

主な取組

- 保健・療育・医療体制の整備
- 障害児・者教育及び障害児保育の充実
- 相談体制の整備

施策 4 地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる

現状

少子高齢化、単身世帯の増加が進んでいる状況においては、地縁や血縁の希薄化が進み、育児・介護・障害・貧困等の多様で複雑な問題を抱える世帯が多くなっている傾向があります。

また、非正規雇用や長期の失業者が潜在化するなど、厳しい経済情勢が依然として続いており、生活保護世帯数は、平成29年4月1日現在で1,866世帯と依然として減少傾向になっていません。

さらに、本格的な超高齢社会の到来を迎え、要介護認定者数が増加し、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれています。

課題

セーフティネットとなる社会保障制度の活用を必要とする人を相談窓口につなげ、生活上の困難を抱える人が地域で自立した生活を送ることができるようにすることが必要です。

さらに、要介護認定者数の増加に伴う介護サービス利用者の更なる増加が見込まれる中、真に必要なサービスを適切に提供できる環境を整備することが必要です。

「支え合い、助け合い、共に生きる地域福祉のまちづくり」を目指す本市としては、地域社会の更なる充実が必要であり、地域のあらゆる関係機関がそれぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、支援をしていくことが重要です。

また、国では「我が事・丸ごと」地域共生社会を目指し、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」に転換し、地域における住民相互のつながりを再構築し、保健、医療、福祉、教育にまたがる包括的支援体制を構築する取組が検討されており、今後、これに対応した地域づくりを推進する必要があります。


友愛訪問交流会


ふれあい広場

基本方針

少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、多様化・複雑化した問題に対応するため、社会福祉法人、NPO法人、民生委員等との連携を充実させるとともに、地域を支える人材の育成と活動を支援します。

また、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するとともに、子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知に努めます。

また、引き続き国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度、生活保護制度、国民年金制度の周知を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
民生委員等による見守り実施件数	49,763件	55,000件	60,000件
生活困窮者自立相談支援件数	177件	450件	600件

単位施策 1

関係機関との連携、支援を推進する

社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター、地域福祉を支えている団体等、地域の関係機関や人材・活動を支援し、連携を強めます。

主な取組

- 民生委員活動の推進
- 社会福祉協議会との連携
- 見守りネットワークの活用
- あんしんコール事業
- 地域貢献活動への支援

単位施策 2

社会保障制度を適正に運用する

福祉施策の周知に努めるとともに、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援する関係機関等につなげ、セーフティネットを段階的に活用します。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度を周知し啓発します。

主な取組

- 生活困窮者及び生活保護受給者の自立支援
- 子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知
- 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度の周知